# 福祉サービス第三者評価 評価結果報告書 (概要)

公表日:令和6年3月5日

|   | 名        |      | 称     | (社福)広島県社会福祉協議会    |  |  |
|---|----------|------|-------|-------------------|--|--|
| 評 | 所        | 在    | 地     | 広島県広島市南区比治山本町12-2 |  |  |
| 価 | 事業所との契約日 |      |       | 令和5年7月11日         |  |  |
| 機 | 訪問調査日    |      |       | 令和5年11月2日         |  |  |
| 関 | 評価結果の確定日 |      | 定日    | 令和6年2月20日         |  |  |
|   | 結果公表に    | かかる事 | 業所の同意 | (あり)・ なし          |  |  |

### I 事業者情報

### (1) 事業者概況

| 事業所名称      | 広島修道院きずなの家                             | 広島修道院きずなの家 種別 児童養護施設 |           | 拖設   |      |
|------------|--|----------------------|-----------|------|------|
| 事業所代表者名    | 施設長 前田 佳代                              | 開設年月日                | 平成26年4月1日 |      |      |
| 設置主体       | 社会福祉法人 広島修道院                           | 定員                   | 20人       | 利用者数 | 20人  |
| 所在地        | 〒732-0047 広島市東区尾長西2丁目8-1               |                      |           |      |      |
| 電話番号       | 082-261-1356 <b>FAX番号</b> 082-263-3017 |                      |           |      | 3017 |
| ホームページアドレス | http://shudoin.or.jp/facility/         |                      |           |      |      |

# (2)基本情報

| サービス内容(事業内科     | 事業所の主な行事など   |        |        |          |              |  |  |  |
|-----------------|--------------|--------|--------|----------|--------------|--|--|--|
| ○第一種社会福祉事業      | ○第一種社会福祉事業   |        |        |          | 毎月:避難訓練、季節行事 |  |  |  |
| ・児童養護施設         |              | 招待行事(里 | 予球、サッス | カー)、クリスマ | ス会、          |  |  |  |
| ・乳児院            |              | 入学·卒業初 | 兄い、旅行  | 、応援する会(  | 夏の会、春の会)     |  |  |  |
| ○第二種社会福祉事業      |              |        |        |          |              |  |  |  |
| ·保育所            |              |        |        |          |              |  |  |  |
| ・児童家庭センター       |              |        |        |          |              |  |  |  |
| 居室の概要           |              |        | 居室以外   | の施設設備の   | )概要          |  |  |  |
| ○居室総数 12 室      |              | ○食堂    | 3か所    | ○トイレ     | 9か所          |  |  |  |
| ·居室内訳(1人部屋) 8 室 |              | ○キッチン  | 4か所    | ○洗面所     | 8か所          |  |  |  |
| (3人部屋) 4 室      |              | ○浴室    | 4か所    | ○事務室     | 2か所          |  |  |  |
|                 |              | ○集会室   | 1か所    | ○宿直室     | 2か所          |  |  |  |
|                 |              | ○心理療法室 | 1か所    |          |              |  |  |  |
|                 |              |        |        |          |              |  |  |  |
| 職員の配置           |              |        |        |          |              |  |  |  |
| 職種              | 人 数(うち常勤の人数) |        | 職種     | <b>E</b> | 人 数(うち常勤の人数) |  |  |  |
| 施設長             | 1人(1人)       | 事務員    |        |          | 4人(4人)       |  |  |  |
| 保育士             | 8人(8人)       |        |        |          |              |  |  |  |
| 児童指導員           |              |        |        |          |              |  |  |  |
| 心理療法担当職員        | 1人(1人)       |        |        |          |              |  |  |  |
| 家庭支援専門相談員       | 1人(1人)       |        |        |          |              |  |  |  |
| 里親支援専門相談員       | 1人(1人)       |        |        |          |              |  |  |  |

### Ⅱ. 第三者評価結果

#### ◎評価機関の総合意見

社会福祉法人広島修道院は、明治22年1月、児童救済のため広島市若草町に立ちあげた「広島修道学会」にはじまり、130年余を経て現在は、児童養護施設・乳児院に加え保育園も擁する日本国内で最も歴史ある施設のひとつです。原爆のため全施設を焼失するなど大きな犠牲を受けながらも、敗戦後の広島で多くの原爆孤児、戦災孤児等の保護に尽力し、昭和23年には養護施設広島修道院(定員100人)として認可され、昭和27年に社会福祉法人となり、現在に至っています。

広島修道院きずなの家は、平成26年に児童養護施設広島修道院から分かれてつくられた施設で、より家庭に近い雰囲気の中で小規模グループケアを実践されています。1ユニット6~8人で児童は3人部屋、高校生は1人部屋など年齢に沿った居室で生活しています。また、心理療法士を配置し、より専門的な養育支援も行われています。

福祉サービス第三者評価は過去に別の評価機関で3回受審しておられますが、本会での受審は初めてです。 職員の質の向上や子どもたちへのより良い支援を行うため、福祉サービス第三者評価に積極的に取り組まれ ています。

#### ◎特に評価の高い点

- (1)職員を経験年数別に1年目(With)、2~3年目(Idea)、4~9年目(Smile)、10年以上(Hold)の4つに分け、それぞれにめざす職員像とテーマを設定した施設オリジナルの院内人財育成研修「Wish研修」を実施し、経験年数が長い職員が経験の浅い職員に研修することで指導体制が内部循環することを目的とした、体系的な職場内研修が行われています。また、全職員を対象に「CSP(前向きで肯定的な養育)研修」を行うなど、様々な研修方法を活用して人材育成に取り組まれています。(管理運営編\_No.11:職員の質の向上に向けた体制、サービス編\_NO.34:スーパービジョン体制)
- (2)毎月1回、子どもに院内での暴力の有無や心配なこと、要望などを聴き取り、1から10までのスケールで表してもらう「安心度の調査(安心度スケール)」の面談を子ども一人ひとりと実施しておられます。「子どもの安心度スケール」で子供の安心の度合いを数値化して、結果分析と検討を行い、質の高い支援に繋げておられます。(管理運営編\_No.21:子どもの満足の向上)
- (3)子どもの社会性や人間関係を構築するために、個別に子どもの思いを聴く「安全委員会」の取り組み、子ども同士が主体的に話し合う「部屋会」、また、他者への尊重や自己肯定を高めるための「フワフワことば」や「エントリーシート」など、事業所独自の取り組みによって、心的外傷が少なくない子どもの成長を支援しておられます。(サービス編\_No14:自他の権利の尊重)
- (4)子どもの生活習慣や社会性の獲得のために、「毎日の生活の中で子ども達は育つ」、「キレイがスタンダード」をテーマに掲げ、職員がモデルとなって言動に配慮した対応や共有エリアの清掃を行っています。また高校生には「SST(社会技術訓練)」で社会生活技術の習得や自立訓練室での一人暮らし体験など、様々な手法を組み合わせながら子どもの自立を支援しておられます。(サービス編\_No.15:自主性・自律性の発揮、No.16:社会的ルールの獲得)
- (5)性教育の取り組みとして、小学生以下の子どもには発達状況に合わせ、独自の「ここから会(こころとからだの勉強会)」を実施して、自分の心と身体の大切さを教えておられます。また高学年は「マザーリング・くらぶ」 (広島市の助産師グループ)を講師に招いての性教育研修に参加し、職員も児童相談所の安全教育をはじめ様々な研修会に参加するなど、性教育というナイーブで難しい課題にも意欲的に取り組まれています。(サービス編\_No.17:性に対する正しい理解)

#### ◎特に改善を求められる点

- (1)第三者委員との関わりが、苦情の報告のみになっているようでした。第三者委員が施設の行事への参加や施設見学を行うことで、施設や子どもと接する機会を設け、施設へのより具体的な理解を深めることで、苦情が発生した時によりよい解決に繋げることができるのではないでしょうか。(管理運営編\_No.22:意見を述べやすい体制の確保①)
- (2)入所時の利用者への説明は施設のパンフレットで行われていました。施設での生活が視覚的に理解できるような工夫や退所後の生活や対応についても伝えられるように、パンフレットとは別の説明資料を作成することで、子どもにさらなる安心感を与えるとともに、職員も標準化した説明が行えるのではないでしょうか。(管理運営編\_No.30:養育(治療)・支援の提供開始②)
- (3)心理支援プログラムは心理療法士が担当し、プログラム内容や子どもへの心的配慮等の情報は会議等で職員と共有されていますが、記録等の書面の共有はされていないようでした。今後は、会議のみだけでなく、子どもの心理支援に関する情報が書面でも共有できるよう方法を検討されてはいかがでしょうか。(サービス編\_No.21:メンタルヘルス)
- (4)子どもが安心して生活が送れるように、強引な引き取りへの対応は「ガイドライン」に定めているとのことですが、周知が不十分とのことでした。特に事業所の特性から、今後、強引な引き取り等の可能性は否定できず、これらの対応の手順や担当者を定めたマニュアルの充実を図り、強引な引き取りや不審者への対応について、実践に即した訓練等に取り組まれることを提案します。(サービス編\_No4:不審者対策、No.33:強引な引き取りへの対応)

### Ⅲ. 第三者評価結果に対する事業者のコメント

本体施設から施設分割をして10年目、4回目の第三者評価を受審いたしました。貴会からは初めての受審でした。

当施設は、設立より小規模グループケアでの家庭的養育をベースに、小規模の柔軟性や機動性を活かして、子どものニーズに応じて経験値(知)を上げていくことに力を入れて取り組んできました。近年は、小規模養育で子ども間・子ども大人間・大人間の関係性が良くも悪くも親密になる中で、それぞれの関係性調整が課題となってきました。それらの課題に取り組むために、暴力のない安心で安全な生活の中での子どもとの肯定的な関係性構築や、チーム養育を支える「職員の関係性の質の向上」をめざした院内研修などに注力してきました。このたびの受審で、この間とりわけ意識的に取り組んできた「院内人財育成研修」、「安全委員会」方式の実践等について高い評価をいただき、ここまでの取り組みの成果を確認する機会となり、また大きな励みとなりまし

今回改善を求められるとして挙げられた点は、現在の施設の課題であると認識し、ご指摘の点について検討を進め改善に向けて具体策を講じていきます。また、アンケート回答にある子どもの声を真摯に受け止め、今後の養育に活かしていきます。

第三者評価は、施設課題を整理・認識させていただく貴重な機会です。これまでの取り組みの上に、今後も子どもたちが夢や希望を持って成長できるよう、また当院が地域社会から信頼されるよう、職員一同チームで力を合わせて取り組んでいきたいと思います。

## IV. 項目別の評価内容

1 管理運営編:児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、児童心理治療施設

|                         | 5 仕圧 白州・ル 呈良 皮心                      | <b>設、母于生活文援施設、乳児院、児</b> 童心理冶療施設   |
|-------------------------|--------------------------------------|---|
| 1 福祉サービスの基本方針と組織(法人・施設) | (1)理念·基本方針<br>自己評価: NO.1-2           | 法人の基本理念をもとに、施設独自の理念として「一人ひとりを大切にする」<br>を掲げ、基本方針および養育方針とともに、職員の行動規範となるようハンド<br>ブックを作成し、支援で大切にすることを明文化しておられます。<br>理念・基本方針は職員会議等で共有するとともに、新任研修のプログラムで<br>取り入れ、ホームページやパンフレット、事業計画等にも掲示して周知してお<br>られます。<br>②子どもや保護者への理念・基本方針の説明については、不十分と感じてお<br>られましたので、今後、入所時の説明などに加えて周知されてはいかがでしょ<br>うか。  |
|                         | (2)計画の策定<br>自己評価:N0.3-4              | 法人として、「家庭的養護推進計画」を作成し、各施設の中・長期的な体制を示しておられます。<br>理念・基本方針に基づき、支援内容や職員体制、研修計画などが具体的にまとめられた事業計画を策定されています。職員会議では、内容の検討や策定後の説明が行われ、職員と内容を共有しておられます。<br>②現在作成されている「家庭的養護推進計画」に、施設の分園化や現在取り組まれている人財育成計画、また、経営の見通しなどを追加し、現状と課題を共有されてはいかがでしょうか。   |
|                         | (3)施設長の責任と<br>リーダーシップ<br>自己評価:N0.5-6 | 施設長の役割は事務分掌に明文化されており、法令に関わる研修・勉強会に参加し、職場内研修も実施しておられます。<br>子どもの特性や生活状況に合わせた職員配置を検討したり、リーダー会議や係会議を新たに設けるなど、職員が連携して支援できるような仕組みを構築しておられます。  |
| 2 法人・施設の運営管理            | (1)経営状況の把握<br>自己評価:NO.7-8            | 児童養護に関する専門誌の購読、全国および広島県の児童養護施設協議会、広島市児童福祉連盟に参画し、社会福祉事業の動向を把握しておられます。<br>法人内の施設利用者数の推移を毎月共有し、同法人が運営する児童家庭支援センターわかくさ、里親支援センターと相談件数やケース内容を共有し、潜在的なニーズの把握に努めておられます。児童養護の動向や入所児童数の推移をもとに、施設の拡充などを検討し、今後は、施設外のニーズへの対応についても、取り組みたいとのことでした。経営状況の把握・分析・課題の検討は、法人全体で施設長会を中心に行われ、分園設立に向けての課題や体制については、職員会議でも共有し、検討しておられます。  |
|                         | (2)人材の確保・養成<br>自己評価:N0.9-12          | 事業計画に人員計画として必要な人材を示し、人材や職員体制については、法人全体会議等で話し合われています。年度はじめに、「目標設定シート」で職員が目標を設定し、年度末に達成状況を確認しておられます。職員の就業状況を定期的にチェックするとともに、有給休暇取得状況や公休の意向も確認し、勤務体制の検討、育児休暇の取得や短時間勤務の導入など、職員が働きやすい環境づくりに努めておられます。職員を経験年数別に1年目(With)、2~3年目(Idea)、4~9年目(Smile)、10年以上(Hold)の4つに分け、それぞれにめざす職員像とテーマを設定した施設オリジナルの院内人財育成研修「Wish研修」を実施し、経験年数が長い職員が経験の浅い職員に研修することで指導体制が内部循環することを目的とした、体系的な職場内研修が行われています。保育士をめざす学生の実習生を受け入れ、施設への就職にも繋げておられます。実習連絡窓口を設け、実習生の受け入れマニュアル、実習プログラムを整備し、指導体制を確立しておられます。 |
|                         | (3)安全管理<br>自己評価:N0.13                | リスク別の緊急対応マニュアル、連絡網を整備し、会議等で周知して緊急時に対応できるよう取り組まれています。事故発生後は、再発防止策を検討し、事故報告書を作成しておられます。定期的に避難訓練を実施し、職員は救急法の研修も受講しておられます。<br>◎安全確保のためのマニュアルは整備しておられましたが、事故防止のためのチェックリストは未整備でした。事故が発生しやすい場所などを整理し、定期的に確認する仕組みを検討されてはいかがでしょうか。   |

| 2の組織の運営管理     | (4)設備環境<br>自己評価:N0.14-15                 | 旧職員寮を全面リフォームした施設は、各部屋(ユニット)ごとに台所、食堂、トイレ、洗面所、浴室を配置し、建物内には行事などで子どもが集まれる集会室も整備されています。面接は、職員室や法人本部の応接室などを利用し、プライバシーに配慮して行われています。居室や共有スペースは、毎日職員が清掃を実施し、清潔に保たれていました。エアコン清掃や空気清浄機、サーキュレーターなども利用して換気にも配慮されており、臭気も感じませんでした。 ◎清掃は日課として、毎日職員が実施しておられますが、清掃のチェック体制がありませんでした。掃除のチェック表など、清掃したことが確認できる仕組みを検討してはいかがでしょうか。  |
|---------------|--|---|
|               | (5)地域との交流と連携<br>自己評価:NO.16               | 盆踊り大会や子ども会活動など地域の行事に積極的に参加しておられます。<br>法人として、町内会の定例会議に出席して意見交換の場を持ち、町内会と防<br>災協定を締結したり、運動場をグラウンドゴルフ会場として提供するなど、地<br>域との連携が図られています。<br>おそうじボランティアや園芸、草取り、クリスマスの訪問など、様々なボランティ<br>アを受け入れておられます。ボランティアの受け入れマニュアルを整備し、オリ<br>エンテーションの実施、情報交換の場を持たれています。  |
|               | (6)事業の経営・運営<br>自己評価:NO.17-18             | 施設長を中心に、広島県児童養護施設協議会、広島市児童福祉連盟などの会議や研修会等に積極的に参加し、他事業所や行政などと連携し、制度に関する意見を集約・提示しておられます。<br>財務諸表は、開示規定に基づき公開し、開示請求があった場合には対応しておられます。   |
| 3 適切な養育・支援の実施 | (1)子ども(・母親)本位<br>の養育・支援<br>自己評価:NO.19-24 | 子ども一人ひとりを尊重した支援については、基本理念や施設の理念、院訓、創立者の遺訓などに明文化し、職員に周知しておられます。<br>児童福祉サービスガイドラインや個人情報保護規程を設け、子どものプライバシー保護に関する基本的知識を職員に周知しておられます。入所時には、子どもに「ひろしまオレンジノート」を渡し、子どもにも人権やプライバシーの遵守等について伝えておられます。ケース記録などは、施錠された棚に保管されています。<br>毎月1回、子どもに院内での暴力の有無や心配なこと、要望などを聴き取り、1から10までのスケールで表してもらう「安心度の調査(安心度スケール)」の面談を子ども一人ひとりと実施しておられます。「子どもの安心度スケール」で子供の安心の度合いを数値化して、結果分析と検討を行い、質の高い支援に繋げておられます。年に1回の嗜好調査も実施し、結果については、掲示して子どもにも周知しておられます。<br>職員は、日頃から、子どもや保護者の相談事や意見などをくみ取るよう努めておられます。保護者の懇談会やアンケートは実施していませんが、個別の相談や聞き取りを行い、支援に反映しておられます。意見箱も玄関に設置されています。<br>苦情解決の窓口を「悩み困りごと相談先一覧」として施設内に掲示して子どもに周知し、「苦情解決に関する処理要綱」に沿った対応が行われ、苦情や意見は、日誌に記録しておられます。<br>⑥第三者委員との関わりが、苦情の報告のみになっているようでした。第三者委員が施設の行事への参加や施設見学を行うことで、施設や子どもと接する機会を設け、施設へのより具体的な理解を深めることで、苦情が発生した時によりよい解決に繋げることができるのではないでしょうか。<br>⑥苦情解決だけでなく、意見についても漏れなく受け付けられるように手順を作成し、記録の体制も整備されてはいかがでしょうか。 |

## IV. 項目別の評価内容

# 2 サービス編:児童養護施設

|              | / しへ柵・九里食暖心                       |   |
|--------------|-----------------------------------|---|
| 1の施設の環境整備    | (1)快適な空間<br>自己評価: NO.1-2          | 生活棟の南側には法人所有の広いグラウンドがあり、スポーツなどができる環境が確保されています。<br>生活棟は3階建てで、2階が女子フロア、1階が男子フロアとなっており、旧職員棟の内部を改築し、生活しやすい環境に整備されています。見学した2階は2つの部屋(ユニット)に分かれ、1つの部屋は3つの個室と2~3人の相部屋で構成されていました。各居室の多くは南向きで明るく、個々に専用のベッドや机、タンスなどが置かれ、くつろげる場所となっていました。また、2つの部屋を繋ぐ通路を設けて職員が行き来できるように工夫し、一画には宿直室を設け、夜間は両部屋の子どもに対応できる構造となっていました。各部屋は、玄関を入ると台所と共有スペースの中央にはみんなで食事ができるテーブルが設けられ、ハロウィンの飾り付けがされるなど家庭的な空間となっていました。個人用浴槽やトイレも、明るく、家庭的な雰囲気でした。  |
|              | (2)安心な生活<br>自己評価: NO.3-4          | 災害対策として、土砂災害警戒発令時や地震時の緊急対応マニュアルが整備され、定期的に避難訓練を行い、職員会議等で確認や見直しを行っています。また、緊急時には、独自のフローチャートに沿って施設内および外部への連絡が行われています。<br>各部屋の玄関は電子錠で管理され、防犯カメラも設置しています。塾やクラブ等で帰宅が遅れた子どもは、玄関のインターフォンで帰宅を知らせています。不審者対策として「不審者対応マニュアル」を各部屋に設置し、職員会議等で不審者の対応方法を確認しておられます。<br>◎警察と連携した不審者対応の研修はここ数年取り組んでいないようです。今後は、新任職員が入職するタイミング等を利用して、不審者対応の研修を毎年実施し、実際の模擬訓練等を通して対応方法を確認されてはいかがでしょうか。   |
| 2 日常生活の中での支援 | (1)計画に基づいた自<br>立支援<br>自己評価:NO.5-7 | 自立支援計画は、作成ソフトを用い、統一した様式で記録されていました。自立支援計画の策定は、事前に子どもの面接を行い、既定の様式に沿って要望等の聴き取りを行っています。また、心理療法士や家庭支援相談員、児童相談所等とも連携して、子どもの心的状況や課題、希望等を確認し、部屋会議や職員会議等を経て実施しています。自立支援計画は4月・5月に策定し、10月・11月の中間点と年度末の3月に職員会議、部屋会議、ケース会議等で検証して次年度の計画に繋げています。また、「計画の見直し会議」で支援の検証や修正を計画的に行っています。   |
|              | (2)生活習慣の獲得<br>自己評価: NO.8-13       | 食事は本体施設の調理室で作られ、各部屋に運ばれています。習い事や部活等で食事時間が異なる子どに対しても、各部屋の担当職員が台所で食事を温めて提供しています。誕生日には子どもの希望に沿った食事、月ごとに好みのメニューを提供し、職員と子どもが一緒に楽しみながら調理する機会も設けています。 定期健診や学校の健康診断結果を把握し、予防接種や服薬管理、また必要に応じて通院支援を行っています。低年齢児には毎月の歯科通院に付き添い、歯磨きの仕上げ磨きをするなど成長に応じた支援を心がけています。入浴の順番は子ども同士で話し合い決めています。着替え時など、日常の生活の中で羞恥心への配慮やプライベートゾーンの大切さを伝えています。貴重品の管理として机の引き出しの施錠などの習慣化に取り組んでいます。衣服等については、子どもの希望に応じて個別に購入し、個々の収納スペースで管理しています。事業所では「キレイがスタンダード」をテーマを掲げ、職員は子どものモデルとして、言葉や行動に配慮した対応や共有スペースの清掃や整理を行っています。子どもには年齢に応じて自分の居室を掃除ができるように生活技術の習得に取り組んでいます。退所が近い高校生は、「SST(社会技術訓練)いっぽ」で生活技術や社会性を学び、事業所の自立訓練室で一人暮らしを体験しています。 |

| 2          | (3)社会性の獲得<br>自己評価: NO.14-18   | 生活棟では幼児から高校生までの縦割の年齢層で生活し、日常的に様々な人と関わる環境となっています。また、お互いの思いを尊重したり感謝の気持ちを伝える「フワフワことば」、自分の頑張りを発表する「エントリーシート」の掲示、そして、まとめの会(「春の会」「夏の会」)では日頃の子どもの努力を表彰するなど様々な独自の取り組みを通して、他者との良好な関係作りや挑戦意欲を育んでいます。 「安全委員会」では子どもの思いや要望を個別に聴き取り、毎月の「部屋会」では子ども同士が主体的に話し合いながら課題解決に取り組んでいます。地域と関わるために、子ども会行事や町内清掃、盆踊り大会等の町内会行事や和太鼓演奏に積極的に参加しています。<br>金銭感覚を身に付ける取り組みとして、幼児の頃からおやつ等の買い物に職員が付き添い、支払い方法や物の価格などを学習し、高校生は小遣い帳に毎日自分で記入しています。児童手当についても、通帳をもとに子どもと一緒に金額を確認し、貯蓄や私物の購入などの使途を学んでいます。性教育への取り組みとして、小学生以下の子どもには発達に合わせ、独自の「ここから会(こころとからだの勉強会)」を実施し、自分の心と身体の大切さを教えています。また、高学年は「マザーリング・くらぶ」(広島市の助産師グループ)を講師に招いての性教育研修に参加し、職員も児童相談所の安全教育をはじめ様々な研修会に参加するなど、性教育というナイーブで難しい課題にも意欲的に取り組まれています。 |
|------------|-------------------------------|--|
| 日常生活の中での支援 | (4)学習・進学・就職<br>自己評価:NO. 19-20 | 学習支援として、小・中学校と毎月連絡会を行い、子どもの日頃の生活や学習<br>状況を確認しています。幼稚園から小学生の子どもには、施設内で公文式を<br>導入し、特に事業所独自の「くもんマラソン記録賞」や「枚数賞」、その他、子ど<br>もたちが取り組んだ成果や努力を各部屋に掲示しています。また、通塾だけで<br>なく、水泳やサッカー、そろばん、絵画など、子どもが望む習い事ができるよう<br>に教室探しや送迎等を行っています。<br>進学については、子どもが自己決定できるように情報提供や相談に応じていま<br>す。また、奨学金の活用や保護者の協力の程度などを探り、子どもの希望を叶<br>えるよう努めています。特に退所後に必要な経費については、子供が理解しや<br>すいように試算表でデータ化して工夫するなど、退所後の生活を見据えた支援<br>を行っています。   |
|            | (5)その他の支援<br>自己評価: NO. 21-23  | 子どもの心理的支援として、自立支援計画に基づき児童相談所の心理面談を行なっています。また、心理療法士が専用の心理室で定期的に面談を行い、面接状況を記録しています。<br>子ども自身の生い立ちや保護者については、子どもの年齢等や心的状況を考慮しつつ、「部屋会議」等で職員が確認しながら慎重に対応しています。<br>入所前の子どもに対しては、面接時に子どもの不安を受け止めながら、子どもの思いや希望を聴き、施設での生活の説明を行うとともに生活用品や環境を整えています。また、一緒に暮らしていく他の子どもに対しても理解と協力を得ながら、新たな入所児の受け入れを慎重に進めているとのことでした。<br>②心理支援プログラムは心理療法士が担当し、プログラム内容や子どもへの心的配慮等の情報は会議等で職員と共有されていますが、記録等の書面の共有はされていないようでした。今後は、会議のみだけでなく、子どもの心理支援に関する情報が書面でも共有できるよう方法を検討されてはいかがでしょうか。  |
| 3 安心な生活    | (1)虐待の防止<br>自己評価:NO.24-25     | 子どもから子ども、子どもから大人、大人から子どもへの暴力や虐待を行わないことを、年度初めの「安全委員会」で職員や子どもに周知しています。虐待への対応として、子どもには入所時に対応や回避の方法を記した「オレンジノート」を手渡し、相談窓口の連絡先は事業所内に掲示しています。職員は「CSP(Common Sense Parenting:前向きで肯定的な養育)研修」で学んだ内容を子どもにも伝え、一緒に練習するなど、自分を守るための方法を教えています。安全委員会が毎月のアンケートで暴力や虐待の有無を調査しています。加害行為が疑われた時には、「小呼び出し」や上位者が該当者と面談して指導・教育を行い、内容や結果は部屋会議や職員会議で報告して、再発の防止に努めています。  |

| 3 安心な生             | (2)問題行動への対応<br>自己評価: NO. 26-27             | 児童間暴力の予防として、施設内にハザードマップ・安全マップを掲示し、子どものみならず、職員間でも人権侵害が起こり得る環境の確認を行っています。子どもの暴力等の問題行動は記録し、職員会議やケース会議で問題の要因を探り、専門の講師の助言を得ながら取り組んでいます。一方で、表出した問題行動のみに目を奪われることなく、子ども同士や職員との関係性、関わり方にも注目し、日常的な生活の中で、良好な関係を築くことを基本姿勢として取り組まれています。<br>暴力やいじめなどが発生した場合には、「安全委員会」の仕組みを活用して、小学校・中学校の教員や施設OB、児童相談所職員と施設職員が連携して対応しています。特に、重大な事案については、児童相談所への協力要請を行っています。  |
|--------------------|--|--|
| 活                  | (3)衛生管理<br>自己評価: NO.28-29                  | 食中毒・感染症対策についてはマニュアルを整備し、食中毒に関する資料は事務所内に掲示されていました。また、職員会議でも食中毒や感染症発生時の対応についても話し合われています。<br>施設で提供する食事は、「きずなの家ハンドブック《食》」に従って、調理室で食材の検査や調理方法の安全確認を行っています。各生活エリアに運ばれた食事は、冷蔵庫等で安全・衛生的に保管されています。  |
| 4 保                | (1)保護者への支援<br>自己評価:NO.30                   | 保護者の要望は自立支援計画に反映し、支援を行っています。また、親子関係の継続や修復に関しては、家庭支援専門相談員が主体的に児童相談所と連携し、其々のケースに合わせて親子再統合に向けた取り組みを行っています。毎月、保護者通信「絆」を作成し、低学年以下の子どもには成長や生活状況の写真も添えて保護者に伝えています。また、里親子養育支援として、「フォスタリング(里親養育包括支援)」相談室や里親支援専門員に同行して家庭訪問を行うなど、事業所以外の支援も積極的に関わっています。  |
| 護者等に対する支援          | (2)子どもと保護者の<br>関係等の継続・回避等<br>自己評価:NO.31-33 | 面会や外出が可能な保護者には、保護者と子どもの双方に負担のない範囲での交流を行っています。面会や外泊についても、子どもの状態や保護者の状況を確認しながら慎重に進め、必要に応じて一時帰宅などを支援しています。また、親子が一緒に宿泊できる環境は、来年度開設する分園に整備される予定です。自立支援計画には保護者支援も視野に入れ、課題解決に向けた支援を行っているとのことですが、保護者を対象とした心理プログラムの作成までには至っておらず、今後の課題とされていました。強引な引き取りに備えて、児童相談所と密に連携をとり、緊急時には「ガイドライン」に沿って対応できる体制を整えています。  ②事業所では強引な引き取りの事例が発生していないこともあり、対応方法については全職員への周知徹底には至っていないとのことです。今後は強引な引き取りを想定した訓練を通して、職員への危機意識を高め、対応方法の周知に努められることを提案します。 |
| 地域とのつながり 5 専門性の向上・ | (1)専門性の向上<br>自己評価:NO.34                    | 職員の質の向上については、月に1回のケース会議に有識者をスーパーバイザーとして招き、事例をもとに職員全員で対応方法を検討しています。また、職員研修については、1年目から10年以上の職員を4階層に分け、各階層がめざす職員像とテーマを設定した「Wish研修(院内人財育成研修)」を設け、上部階層の職員が下部階層の職員を指導する内部循環型の職場内研修に取り組んでいます。また、全職員を対象とした「CSP研修」などを用いて人材育成に取り組んでいます。その他、施設外研修についても、昨年度は全ての階層や業種の職員を対象に計22回を実施していました。  |
|                    | (2)地域とのつながり<br>自己評価:NO.35                  | 施設機能の地域還元として、施設内のグラウンドを町内会のラジオ体操やグラウンドゴルフの場として提供しています。また、地域と防災協定を結び、法人のホールを高齢者の避難所として開放しています。<br>人材協力として、大学の講義や民生委員児童委員の会合等で施設長が講師を務め、施設の特性や役割について話をされていました。<br>地域活動として、子どもが一緒に地域の清掃活動に参加し、盆踊り大会等の行事を準備段階から手伝うなど、地域の一員として協力しています。  |

| 6 養育・支援の質の確保  | (1)養育・支援の基本<br>自己評価: NO.36-40      | 子どもの心的状態や言動については、入所に至るまでの経緯や理由などを把握し、状況に応じて受容・支持等の対応をしています。また、子どもの日々の生活状況は日誌に記し、口頭でもスタッフ間で情報の共有に努めています。毎月実施する「安心度スケール」では子どもの状況を確認し、複数担当制によって不安な子どもに寄り添うなど、柔軟かつ個別な対応に努めています。子どもそれぞれの性格や特性を把握し、職員間で子どもへの期待値を定め、努力への承認や好ましくない行動への指導を行っています。小学生は習い事や地域の行事に参加し、高校生は法人が運営する「児童アフターケアひかり」が実施するSST(ソーシャル・スキル・トレーニング:社会技能訓練)に参加して、テーブルマナーや法律教室、その他、様々な場面を想定して、退所後の社会・生活技術を学んでいます。 |
|---------------|------------------------------------|--|
|               | (2)自己領域の確保<br>自己評価: NO.41-42       | 個人所有物や自他との境界線に関しては、「安全委員会」での子どもへの聴き取りから、具体的な事例を挙げて話し合われています。また、子供は各自の日用品やロッカーやタンス等での自己管理と片付けなどを通して、共有物と私物の意識づけを図っています。<br>子どもの写真はパソコンで管理し、子どもから希望があれば写真を見ることができます。また、希望者には退所時に記念アルバムを作成し手渡しています。<br>◎写真はデータ管理のため、子どもが自由に見ることは難しいと思われます。<br>今後は、子どもがいつでも手元に置いて見られるように、子どもの思いを聞きながら、一緒に思い出のアルバム作りに取り組まれてはいかがでしょうか。   |
| 7 家庭復帰・退所後の支援 | (1)継続性とアフター<br>ケア<br>自己評価:NO.43-44 | 家庭復帰については、「要保護児童地域対策協議会」などで家庭の状況や親子関係の課題について各機関と協力して進めています。家庭復帰後は「児童家庭支援センターわかくさ」と連携しながら、子どもや保護者等の状況や関係性を把握し、記録しています。<br>事業所では定期的に「リービングケア・アフター会議」を行い、子どもの退所に向けた話し合いが行われています。<br>退所後は、児童相談所等の関係機関や同法人が運営する「アフターケアひかり」の職員や家庭支援専門相談員と一緒に家庭訪問を行うなど、他機関と協力して退所後の子どものアフターケアも継続的に行っています。   |

# 自己評価・第三者評価の結果(管理運営編:児童養護)

| NO.          | 小項目                                   | 設問   | 自己評価 | 第三者<br>評価 | 改善の<br>必要性 |  |  |  |
|--------------|---------------------------------------|--|------|-----------|------------|--|--|--|
| 1<br>(1)現    | 1 福祉サービスの基本方針と組織(法人・施設)<br>(1)理念・基本方針 |  |      |           |            |  |  |  |
| 1            | 理念・基本方<br>針の確立                        | 法人・施設としての理念、基本方針が確立され、明文化され<br>ていますか。            | Α    | Α         |            |  |  |  |
| 2            | 理念・基本方<br>針の周知                        | 理念や基本方針が職員・子ども等に周知されていますか。                       | В    | В         |            |  |  |  |
| (2)言         | 計画の策定                                 |  |      |           |            |  |  |  |
| 3            | 中・長期的なビ<br>ジョンと計画の<br>明確化             | 中・長期的なビジョン及び事業計画が策定されていますか。                      | В    | В         |            |  |  |  |
| 4            | 適切な事業計<br>画策定                         | 事業計画が適切に策定されており、内容が周知されていますか。                    | В    | Α         |            |  |  |  |
| (3)疗         | 施設長の責任                                | <u>-</u> とリーダーシップ                                |      |           |            |  |  |  |
|              | 施設長の役割<br>と責任の明確<br>化                 | 施設長は、自らの役割と責任を明確にし、遵守すべき法令等<br>を理解していますか。        | В    | Α         |            |  |  |  |
| 6            | リーダーシップの発<br>揮                        | 施設長は質の向上、経営や業務の効率化と改善に向けて、取<br>り組みに指導力を発揮していますか。 | В    | Α         |            |  |  |  |
|              | 法人・施設<br>経営状況の把                       | との運営管理<br>記握                                     |      |           |            |  |  |  |
| 7            | 経営環境の変化等への対応<br>①                     | 施設経営をとりまく環境が的確に把握されていますか。                        | В    | В         |            |  |  |  |
| 8            | 経営環境の変化等への対応<br>②                     | 経営状況を分析して、改善すべき課題を発見する取り組みを<br>行っていますか。          | Α    | Α         |            |  |  |  |
| (2)          | 人材の確保・                                | 養成   |      |           |            |  |  |  |
| 9            | 人事管理の体<br>制整備                         | 必要な人材確保に関する具体的なプランをたてて、実行して<br>いますか。             | В    | Α         |            |  |  |  |
| 10           | 職員の就業状<br>況への配慮                       | 職員の就業状況や意向を把握し、必要があれば改善する仕組<br>みが構築されていますか。      | В    | Α         |            |  |  |  |
| 11           | 職員の質の向<br>上に向けた体<br>制                 | 職員の質の向上に向けた具体的な取り組みを行っています<br>か。                 | Α    | Α         |            |  |  |  |
| 12           | 実習生の受け<br>入れ                          | 実習生の受け入れについて、積極的な取り組みを行っていま<br>すか。               | Α    | Α         |            |  |  |  |
| (3)3         | (3)安全管理                               |  |      |           |            |  |  |  |
| 13           | 子どもの <del>安</del> 全<br>確保             | 子どもの安全確保のための体制を整備し、対策を行っていま<br>すか。               | В    | В         |            |  |  |  |
| (4) <b>言</b> | 设備環境                                  |  |      |           |            |  |  |  |
| 14           | 設備環境                                  | 施設は、子どもの快適性や利便性に配慮したつくりになって<br>いますか。             | В    | Α         |            |  |  |  |
| 15           | 環境衛生                                  | 施設は、清潔ですか。                                       | В    | В         |            |  |  |  |

| (13)     | (八角3万山)                   |  |      |           |            |  |  |  |
|----------|---------------------------|--|------|-----------|------------|--|--|--|
| NO.      | 小項目                       | 設問   | 自己評価 | 第三者<br>評価 | 改善の<br>必要性 |  |  |  |
| (5)±     | (5)地域との交流と連携              |  |      |           |            |  |  |  |
| 16       | 地域との関係                    | 子どもと地域との関わりを大切にし、地域のニーズに基づく<br>事業等を行っていますか。            | В    | Α         |            |  |  |  |
| (6)특     | 事業の経営・                    | 運営   |      |           |            |  |  |  |
| 17       | 制度に関する<br>意見・意向の伝<br>達    | 市区町や県に、制度に関する意見や意向を事業所として伝えていますか。                      | Α    | Α         |            |  |  |  |
| 18       | 財務諸表の公<br>開               | 子どもや保護者等に対して財務諸表を公開していますか。                             | В    | Α         |            |  |  |  |
| 3 (1)    |                           | 育(治療)・支援の実施<br>)養育(治療)・支援                              |      |           |            |  |  |  |
| 19       | 子どもを尊重<br>する姿勢①           | 一人ひとりの子どもを尊重した養育(治療)・支援提供について、共通の理解を持つための取り組みを行っていますか。 | В    | В         |            |  |  |  |
| 20       | 子どもを尊重<br>する姿勢②           | 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整<br>備していますか。                | Α    | Α         |            |  |  |  |
| 21       | 子どもの満足<br>の向上             | 子どもの満足の向上に向けた取り組みを行っていますか。                             | В    | Α         |            |  |  |  |
| 22       | 意見を述べや<br>すい体制の確<br>保①    | 子どもや保護者等が相談や意見を述べやすい環境を整備して<br>いますか。                   | Α    | Α         | 0          |  |  |  |
| 23       | 意見を述べや<br>すい体制の確<br>保②    | 苦情解決のしくみが確立され、十分に周知・機能しています<br>か。                      | Α    | Α         |            |  |  |  |
| 24       | 意見を述べや<br>すい体制の確<br>保3    | 子どもや保護者等からの意見に対して迅速に対応しています<br>か。                      | В    | В         |            |  |  |  |
| (2)看     | 春音(治療)・                   | 支援内容の質の確保  |      |           |            |  |  |  |
|          | 質の向上に向けた施設の取り組み           | 自己評価の実施や第三者評価の受審により、提供している養育(治療)・支援内容の質向上を図っていますか。     | Α    | Α         |            |  |  |  |
| 26       | 標準的な実施<br>方法の確立           | 子どもの発達状態や心理状況に応じた援助を一定水準に保つ<br>ため、マニュアルを定め、活用していますか。   | В    | В         |            |  |  |  |
| 27       | 養育(治療)・<br>支援の実施状<br>況の記録 | 子どもに関する養育(治療)・支援の実施状況の記録が適切に<br>行われていますか。              | Α    | Α         |            |  |  |  |
| 28       | 記録の管理と<br>開示              | 養育(治療)・支援の提供記録等の開示を適切に行っていますか。                         | В    | В         |            |  |  |  |
| (3)看     | ・                         | 支援の開始・継続   |      |           |            |  |  |  |
|          | 養育(治療)・<br>支援の提供開<br>始①   | 子どもや保護者等に対して、養育(治療)・支援の選択に必要<br>な情報を提供していますか。          | Α    | Α         |            |  |  |  |
| 30       | 養育(治療)・<br>支援の提供開<br>始②   | 入所後に提供する養育(治療)・支援について、子どもや保護<br>者等に分かりやすく説明していますか。     | В    | В         | 0          |  |  |  |
| 31       | 施設の退所・<br>施設を退所し<br>た後の対応 | 施設の退所事由を定めていますか。                                       | В    | В         |            |  |  |  |
| 32       | 養育(治療)・<br>支援の継続性<br>への配慮 | 施設の措置変更や家庭への復帰などにあたり、養育・支援の<br>継続性に配慮した対応を行っていますか。     | С    | С         |            |  |  |  |
| <u> </u> |                           |  |      |           |            |  |  |  |

# 自己評価・第三者評価の結果(サービス編:児童養護施設版)

| NO.  | 小項目                    | 設問   | 自己評価 | 第三者<br>評価 | 改善の<br>必要性 |
|------|------------------------|--|------|-----------|------------|
|      | 施設の環境<br>共適な空間         | <b>整備</b>  |      |           |            |
| 1    | 快適性への配<br>慮①           | 施設の共用スペースは、快適な場所となっていますか。                        | В    | Α         |            |
| 2    | 快適性への配<br>慮②           | 居室は、子どもにとって安全・安心な場所となっていますか。                     | Α    | Α         |            |
| (2)  | やいな生活                  |  |      |           |            |
|      | 防災対策                   | 風水害や地震等の災害が発生した場合、速やかに対応できる体<br>制が整っていますか。       | Α    | Α         |            |
| 4    | 不審者対策                  | 不審者の侵入等に対応できる体制がありますか。                           | В    | В         | 0          |
|      | — . —                  | ・<br>)中での支援<br>・た自立支援                            |      |           |            |
| 5    | 自立支援計画<br>の策定          | 自立支援計画の策定は適切に行われていますか。                           | Α    | Α         |            |
| 6    | 自立支援計画の<br>評価・見直し      | 自立支援計画の評価・見直しは適切に行われていますか。                       | Α    | Α         |            |
| 7    | 本人の自己決<br>定・家族等の参<br>加 | 自立支援計画は、子ども・保護者・関係機関の意向や意見を取<br>り入れたものとなっていますか。  | Α    | Α         |            |
| (2)4 | <br>L活習慣の獲             |  |      |           |            |
|      | 食事                     | 子どもが食事を楽しむことができるような配慮や工夫を行って<br>いますか。            | Α    | Α         |            |
| 9    | 睡眠                     | 子どもが十分な睡眠をとれるように工夫していますか。                        | Α    | Α         |            |
| 10   | 健康管理                   | 子どもの発達段階に応じて、健康管理ができるよう支援してい<br>ますか。             | Α    | Α         |            |
| 11   | 身体保清                   | 子どもの発達段階に応じて、身体保清の習慣が身につけられる<br>よう支援していますか。      | Α    | Α         |            |
| 12   | 衣習慣                    | 子どもが衣習慣を獲得し、衣服を通じて適切に自己表現できる<br>よう支援していますか。      | Α    | Α         |            |
| 13   | 整理整頓・生<br>活技術          | 子どもの発達段階や状況に応じて、整理整頓、生活技術を習得<br>できるよう支援していますか。   | В    | Α         |            |
| (3)  | 土会性の獲得                 | <u></u>  |      |           |            |
| 14   | 自他の権利の<br>尊重           | 子どもが人格の尊厳を理解し、自他の権利を尊重し、共生でき<br>るよう支援していますか。     | Α    | Α         |            |
| 15   | 自主性・自律<br>性の発揮         | 施設での生活の中で、子どもが自主性・自律性を発揮できるよ<br>う支援していますか。       | Α    | Α         |            |
| 16   | 社会的ルール<br>の獲得          | 子どもが協調性を養い、社会的ルールや態度を身につけるよう<br>働きかけていますか。       | Α    | Α         |            |
| 17   | 性に対する正<br>しい理解         | 子どもの年齢・発達段階に応じて、性についての正しい知識を<br>得る機会を設けていますか。    | В    | Α         |            |
| 18   | 主体性、自律性を尊重した           | 子どもの発達段階に応じて、金銭の管理や使い方など経済観念<br>が身につくよう支援していますか。 | Α    | Α         |            |

| NO.                  | 小項目                         | 設問  | 自己評価 | 第三者<br>評価 | 改善の<br>必要性 |  |  |  |  |  |
|----------------------|-----------------------------|---|------|-----------|------------|--|--|--|--|--|
| (4)学習・進学・就職          |                             |   |      |           |            |  |  |  |  |  |
| 19                   | 学習への支援                      | 学習環境の整備を行い、子どもの学力に応じた学習支援を行っ<br>ていますか。                                  | Α    | Α         |            |  |  |  |  |  |
| 20                   | 進学・就職へ<br>の支援               | 学校を卒業する子どもの進路について、「最善の利益」にか<br>なった進路の決定ができるよう支援していますか。                  | Α    | Α         |            |  |  |  |  |  |
| (5)その他の支援            |                             |   |      |           |            |  |  |  |  |  |
| 21                   | メンタルヘル<br>ス                 | 心理的なケアが必要な利用者に対して、心理的な支援を行って<br>いますか。                                   | Α    | Α         | 0          |  |  |  |  |  |
| 22                   | 子どもの尊重<br>と最善の利益<br>の考慮     | 子どもの発達段階に応じて、子ども自身の出生や生い立ち、保<br>護者の状況について、子どもに適切に知らせていますか。              | В    | Α         |            |  |  |  |  |  |
| 23                   | 子どもの意向<br>や主体性への<br>配慮      | 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、そこから分離<br> されることに伴う不安を理解し受けとめ、不安の解消を図って<br> いますか。 | Α    | Α         |            |  |  |  |  |  |
| 3. 安心な生活<br>(1)虐待の防止 |                             |   |      |           |            |  |  |  |  |  |
|                      | 虐待の防止                       | 子どもに対する暴力、虐待防止と早期発見に取り組んでいますか。  | Α    | Α         |            |  |  |  |  |  |
| 25                   | 虐待の禁止                       | 子どもに対して、虐待を行わないことを徹底していますか。   | Α    | Α         |            |  |  |  |  |  |
| (2)問題行動への対応          |                             |   |      |           |            |  |  |  |  |  |
| 26                   | 問題を持つ子<br>どもへの対応            | 子どもが暴力、不適応行動など、問題行動をとった場合、適切に対応していますか。                                  | Α    | Α         |            |  |  |  |  |  |
| 27                   | 児童間暴力の<br>防止                | 施設内の児童間の暴力、いじめ、差別などが生じないような措<br>置を講じていますか。                              | Α    | Α         |            |  |  |  |  |  |
| (3)衛生管理              |                             |   |      |           |            |  |  |  |  |  |
| 28                   | 食中毒・感染<br>症対策               | 食中毒や感染症に対する予防及び発症後の対策は、適切に行われていますか。                                     | В    | Α         |            |  |  |  |  |  |
| 29                   | 食材管理・調<br>理方法等              | 食材管理や調理方法等について、食の安全を確保できる体制が<br>ありますか。                                  | Α    | Α         |            |  |  |  |  |  |
|                      | 4. 保護者等に対する支援<br>(1)保護者への支援 |   |      |           |            |  |  |  |  |  |
|                      | 保護者(親族を                     | 子どもと保護者との関係調整を図ったり、保護者からの相談に<br>応じる体制がありますか。                            | Α    | Α         |            |  |  |  |  |  |
| (2)                  | (2)子どもと保護者の関係等の継続・回避等       |   |      |           |            |  |  |  |  |  |
| 31                   | 子どもと保護<br>者の関係調整            | 保護者に対して、子どもへの愛着関係、養育意欲の形成を援助<br>していますか。                                 | В    | В         |            |  |  |  |  |  |
| 32                   | 必要に応じた<br>心理的支援<br>(サービス)   | 心理的なケアが必要な保護者に対して、心理的な支援(サービ<br>ス)を行っていますか。                             | В    | В         |            |  |  |  |  |  |
| 33                   | 強引な引き取<br>りへの対応             | 保護者等からの強引な引き取りの可能性がある場合、施設内で<br>安全が確保できる体制がありますか。                       | В    | В         | 0          |  |  |  |  |  |
|                      |                             |   |      |           |            |  |  |  |  |  |

|                                 |                 |  |      | 第三者 | 改善の |  |  |  |  |
|---------------------------------|-----------------|--|------|-----|-----|--|--|--|--|
| NO.                             | 小項目             | 設問   | 自己評価 | 評価  | 必要性 |  |  |  |  |
| 5. 専門性の向上・地域とのつながり<br>(1)専門性の向上 |                 |  |      |     |     |  |  |  |  |
| 34                              | スーパービ<br>ジョン体制  | スーパービジョンの体制を確立し、職員の専門性や施設の組織<br>力の向上に取り組んでいますか。                            | В    | В   |     |  |  |  |  |
| (2)地域とのつながり                     |                 |  |      |     |     |  |  |  |  |
| 35                              | 施設機能の地<br>域還元   | 施設の持つ機能を地域に還元する取り組みを行っていますか。   | Α    | Α   |     |  |  |  |  |
| 6. 養育・支援の質の確保<br>(1)養育・支援の基本    |                 |  |      |     |     |  |  |  |  |
| 36                              | 養育・支援の<br>基本 ①  | 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け<br>止めていますか。                                   | Α    | Α   |     |  |  |  |  |
| 37                              | 養育・支援の<br>基本 ②  | 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活を構築することを<br>通してなされるよう養育・支援していますか。                      | Α    | Α   |     |  |  |  |  |
| 38                              | 養育・支援の<br>基本 ③  | 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、子どもが自<br>ら判断し行動することを保障していますか。                       | Α    | Α   |     |  |  |  |  |
| 39                              | 養育・支援の<br>基本 ④  | 発達段階に応じた学びや遊びの場を保障していますか。  | Α    | Α   |     |  |  |  |  |
| 40                              | 養育・支援の<br>基本 ⑤  | 秩序ある生活を通して、基本的生活習慣を確立するとともに、<br>社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養<br>育・支援していますか。 | Α    | Α   |     |  |  |  |  |
|                                 |                 |  |      |     |     |  |  |  |  |
| 41                              | 自己領域の確<br>保①    | でき得る限り他児との共有の物をなくし、個人所有とするよう<br>にしていますか。                                   | Α    | Α   |     |  |  |  |  |
| 42                              | 自己領域の確<br>保②    | 成長の記録(アルバム等)が整理され、成長の過程を振り返る<br>ことができるようにしていますか。                           | В    | В   |     |  |  |  |  |
|                                 |                 |  |      |     |     |  |  |  |  |
| 43                              | 継続性とアフ<br>ターケア① | 家庭復帰にあたって、子どもが家庭で安定した生活が送ること<br>ができるよう復帰後の支援を行っていますか。                      | Α    | Α   |     |  |  |  |  |
| 44                              | 継続性とアフ<br>ターケア② | 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービング<br>ケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいますか。                   | Α    | В   |     |  |  |  |  |